「第二次大阪府再犯防止推進計画（素案）」に対する府民意見等とそれに対する大阪府の考え方について

【 募集期間 】　令和５年12月19日（火曜日）から令和６年１月17日（水曜日）まで

【 募集方法 】　インターネット(電子申請)、郵便、ファクシミリ

【意見等の数】　２名から２件

寄せられたご意見等とそれに対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

　※ご意見等は、基本的に原文のまま掲載していますが、趣旨を損なわない範囲で加筆修正を行っています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 項目 | ご意見等の概要 | 大阪府の考え方 |
| １ | 第3章1推進体制 | 　16頁の高齢者の再犯者数及び再犯者率等は減少しておらず、治安的にも大阪の取組体制は全く整っていないため、43頁の第３章推進体制等について抜本的に組み直す必要があるのではないか。 | ３頁「大阪府再犯防止推進計画の取組と効果検証」に記載しているとおり、再犯防止に関する取組は住宅の確保及び性犯罪者に対する取組等で一定の成果が上がってきています。その結果、１頁に記載しているとおり、大阪府全体としてめざす姿の「刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合及び新受刑者に占める再入者の割合の抑制」については、概ね達成しているといえます。引き続き第３章の推進体制に基づいて再犯防止の取組を進めてまいります。 |
| ２ | 第2章2(2)薬物依存症者のための取組＜参考資料＞用語集 | 22頁に「禁煙支援」を加えること。受刑者の喫煙率は非常に高く、タバコは他の薬物のゲートウェイドラッグである。48頁「アディクション」の解説に「タバコ」も加えること。 | 　22頁は薬物依存症者に対する取組を記載しております。喫煙経験と再度犯罪を行った者の因果関係については明らかでないため、タバコについては記載しておりません。　48頁は文中の「アルコールや各種薬物等」にタバコが含まれています。 |